

日本労働年鑑 第27集 1955年版  
The Labour Year Book of Japan 1955

第一部 労働者状態

第四編 労働条件

第一章 賃金

第一節 名目賃金、労働の価格および実質賃金

一九五三年の名目賃金の平均は「毎月勤労統計」によると鉱業一万七一九五円、製造業一万五三二二円であり、前者は一三%、後者は一三・四%の上昇を示している。前年の上昇率が鉱業二一・五%、製造業一五・四%であったのに比べると、上昇率はにぶってきたことがわかる。これは朝鮮休戦以後恐慌がさらに深まり、それを克服するために各産業にわたって企業合理化がおしすすめられた結果であるといえよう。前年における鉱業の上昇率は停滞がめだっているのは、石炭産業がかなり深刻な恐慌におちこみ、生産制限を行わざるをえない状態だったからである(第120表)。

前年にたいする賃金上昇率を産業別にみると、比較的高いのは煙草製造業(三八・七%)、運輸通信及びその他の公益事業(二三・二%)、建設業(二三・一%)であり、いわゆる公共事業の賃金が他の民間産業にくらべてやや上昇しているのがめだつ。これに反して賃金の上昇がのびなやんでいる産業は、紙及び類似品製造業(六・九%)、その他の製造業(九・三%)、第一次金属製造業(九・九%)、食料品製造業(一〇・五%)、紡織業(一〇・七%)、電気機械器具製造業(一二・二%)等であり、前年にくらべてかなり広汎な産業が不振であることを示している。ことに紡織業などでは、十大紡の中においてさえ合理化の一環として定期昇給の停止を労組に申し入れたところさえあった。

つぎに五三年における鉱業、製造業別の名目賃金の月別推移を第121表によってみると、まず鉱業では一月が一二月にたいしてマイナス八・四であり、前年一月にはマイナス二二・七と大幅であったのに比べて下落の幅は少いといってよい。これは前年における炭労の大争議によって、九、一〇、一一月の賃金が少くなったのが、一二月になってから大きくもりかえし、その勢が一月までひきつづいたものであり、実労働時間数が前年一二月よりも一三・五%増加したことによるものである。しかし五月までは三月にいくらかもち直ただけで例年通り漸減傾向を辿り、六月以降ふたたび上昇して八月にはピークを示している。

製造業は一月がマイナス三三・三で鉱業よりも下落の幅が大きく、また昨年一月の低落率を上まわっている。しかも五月まではだらだらと低迷し、六、七月にはやや上昇をみてはいるものの(七月の上昇率は前年にくらべると少い)八月以降一二月まではふたたび下落の傾向をとっている。一般産業の賃金水準が一般的に停滞していることが、以上の月別推移を通じても明らかであろう。

名目賃金の平均を労働者の種類別にみると(第122表)、まず現金給与総額では生産労働者を一〇〇として、管理、事務、及び技術労働者は鉱業一五〇・三、製造業一六二・四を示している。前年は鉱業一四九、製造業一六〇であったから、いずれも格差がさらにひらいてきているといってよい。ことに特別に支払われた給与では、鉱業三〇九、製造業二三五であり、そのひらきははなはだし

い。

右にのべたような上級労働者と下級労働者の格差を他の資料を通じてみると、たとえば合化労連が調査した十社のうち、最低賃金が四〇〇〇円～五〇〇〇円(一)、五〇〇〇円～六〇〇〇円(二)、六〇〇〇円～七〇〇〇円(三)、七〇〇〇円～八〇〇〇円(四)となっており、最高(主として部長の賃金)との格差は五倍前後(四)、六倍前後が(二)、九倍前後が(三)、一倍前後(一)である。また労働法令協会の調査によると百社のうち基準内賃金の最低賃金が三〇〇〇円～四〇〇〇円(四)、四〇〇〇円～五〇〇〇円(一九)、五〇〇〇円～六〇〇〇円(二三)、六〇〇〇円～七〇〇〇円(二一)となっており、七〇〇〇円以下が一般的な最低賃金の水準であることがわかる。

関西経営者協会が四三社を調査した資料によると(第123表)五三年六月～七月において、賃金の最高・最低の格差は全従業員を通じて九・五一～一一・五九倍であり、格差の一般的な標準は九・五～九・八倍である。国家公務員の格差が一七・五倍であるのにくらべるとはるかに少いが、しかし最高中の最高と、最低中の最低の差は一万三〇〇〇円にたいする三六四〇円(繊維女子見習工)であり実に三倍強に達している。なお職員だけの格差は八・一二倍～八・九七倍、工員だけの格差五・二三倍～五・六一倍であり、前者の方が大きい。これは職員の最高賃金が工員にくらべて高いことにもとづくものである。

名目賃金の推移を労働の価格(単位時間当り賃金)の観点からみると、まず一カ月当り平均実労働時間数の推移はつぎの通りである。すなわち、五二年には一カ月当り平均労働時間数は鉱業一八三・九時間、製造業一九四・四時間であるのにたいして、五三年は前者が一九一・五時間、後者が一九六・五時間といずれも労働時間延長の傾向を示し、なかんずく製造業においては六月二〇三・五時間であり、戦後最高を示している。しかるに名目賃金は労働時間が延長された割合ほどには上昇していないというべきであろう。この傾向は鉱業、製造業とも下半期においてより明瞭にあらわれている。たとえば鉱業においては一〇、一一月は、いずれも一九〇時間をこえており、三、四月における労働時間と変りがないにもかかわらず、賃金は三、四月が一万六〇〇〇円台を示しているのにたいして、一〇、一一月は一万五〇〇〇円台にすぎない。また製造業においても九、一一月はいずれも二〇〇時間をこえているのに、賃金は一万四〇〇〇円台にすぎず、同じく二〇〇時間をこえた六月の一万六〇〇〇円台にくらべるとはるかに下まわっている(もっとも六月には一時金の支給があったことを考慮にいれなければならないが)。これは深刻化してきた経済危機にたいして労働時間の延長をもって対処しようとしたことのあらわれであり、そのことから労働の価格が一層低落したことが予想されるのである。

以上の点は実質賃金指数を検討することによってなお明らかとなる。第124表によって五〇年以降の実質賃金指数の歴年の推移をみると、最高は五〇年、産業総数(税引)一二九・四であり、その後五一年には一〇九・五と一挙に低落し、五二年にはややもち直しているとはいえ、五三年にはふたたび低落の傾向を示して一一一・一となっている。したがって前にものべたように労働時間は五二年にくらべてかなり増加しているのであるから、賃金の実質的水準は低下し、労働者の生活状態が悪化していることがうかがえるといつてよい。

五三年における実質賃金の月別推移を他の統計によって検討してみると第125表の如くであるが、ここで注意すべきは製造業において七月以降の対前年同期増加率がめだって低下していることである。なかんずく一〇、一一月などは一・三、一・九を示しているにすぎない。このことは製造業においては下半期に恐慌が一層深刻化したことの反映ともいふべきであろう。なお以上にあげた二つの指数は前者が経済審議庁、後者が労働省の算定したものである。前者においては五三年の実質賃金

が五二年に比べて低下しているにもかかわらず、後者は逆に五三年は上昇をみている。このことは実質賃金の算定の方法によってどうにでもなることを示す好例であり、その意味において毎年指摘しているように実質賃金指数ほどあてにならぬものはないのであるが、それにしても労働者階級の生活状態の悪化がなんらかの意味で反映されており、もはやごまかすことのできない状態になっていることは注目すべきであろう。

このように悪化した労働者の生活状態を労働組合の賃金与論調査によって検討してみよう。紙パルプ労連の行った二三五〇名にたいする調査によると生活が楽だと答えた者は中小企業には皆無で、総合してわずか〇・四%にすぎない。つぎに比較的楽だというのが、大企業では二・七%、中小企業で二・〇%である。その他はどうかやっているが四四・五%、苦しいと訴えるものが四二・八%、とても苦しいが九・七%である。要するに九七%に及ぶ広汎な人々が生活の困難を表明しているとみることができる。これを賃金階層別にみると大企業では苦しいと答えたものもっとも多いのは六〇〇〇円～七九九九円、一万円～一万一九九九円、一万四〇〇〇円～一万五九九九円、二万四〇〇〇円～二万七九九九円であり、中小企業では九九九九円以下、一万六〇〇〇円～一万七九九九円、二万円～二万一九九九円であり、低賃金層はもとよりのこと、中堅的な労働者の多くの部分が生活困難に落ちいつているといつてよい。年齢別にみると苦しいとこたえているのは大企業では二一才～二五才、三一才～四五才、中小企業で一六才～二〇才、三一才以上となっている。

つぎに労働生産性と賃金の関係をしらべてみよう。

労働生産性は五一年以降大幅に増加しているが、これは主として労働時間延長と労働強化によつてもたらされたものとみることができる。今までみたことによつても明らかな通り、このような労働生産性の上昇にもかかわらず、賃金が停滞していることは、賃金が労働の生産性に比例して上昇するという資本家ならびに政府の主張の偽瞞性を暴露するばかりでなく、資本家の相対的剰余価値の増大、したがって相対的労賃の低下をあらわしている。

ところでいままで分析してきた賃金統計は主として毎月勤労統計であり、これは周知のように三〇人以下の中小企業の労働者の賃金が含まれていない。しかし三〇人以下の中小企業は数的にも多くの比重を占めているのであるから、これを無視する場合は賃金水準を正確にあらわすものでないことはいうまでもない。そこで最後に最低賃金制の答申に関連して調査が行われた三〇人以下の企業を多く含んでいる特定四業種(絹人絹織物、玉糸及び座繰生糸、家具建具、手漉和紙)の賃金の実態をみておこう。特定四業種の男女別、年齢階級別賃金は第126表の通りである。

多くは四〇〇〇円台から六〇〇〇円台であり、毎月勤労統計の製造業平均賃金一万五三二二円にくらべると三分の一乃至四分の一の低位にある。とくに一七才以下の若年労働者の賃金は、各産業とも二〇〇〇円台にすぎない。四〇才から四九才の働きざかりの男子労働者でさえ絹人絹(八二四六円)玉糸座繰(六六九八円)家具及建具(八八〇〇円)手漉和紙(六七六八円)である。女子労働者の場合は各業種とも四〇〇〇円をこえるものが若干ある程度で、五〇〇〇円をこえるものは皆無である。このような低賃金の実態は、多かれ少かれ各産業における三〇人以下の企業にも共通するものであり、そのことからして三〇人以下の企業の賃金を含めた場合は毎月勤労統計にあらわされた平均賃金は一層低下し、したがってまた実質賃金の水準もはるかに低位となるであろう。

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ→ ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---